

## 【特別認定制度とは】

PMR 資格試験の受験資格は、PMS 資格保有が前提となりますが、2013 年より、新たに特別認定制度を導入し、以下の資格保有者は、PMS 資格を保有していなくても、受験可能となりました。

- (1) 技術士総合技術監理
- (2) 情報処理技術者（プロジェクトマネージャ）
- (3) ITC（IT コーディネータ）
- (4) CM（コンストラクション・マネジャー）
- (5) 中小企業診断士
- (6) PMP®資格保持者

それぞれの資格保有の証明となる書類を受験申込時にご提出いただきます。

但し、3 年以上のプログラム・プロジェクト実務経験が必要となります。

(参考)

(1) 特別認定制度を利用し、PMR を受験される方は、P2M の理解のためにPMSプログラム（PMSp）試験を受験頂き、その評価を「第1次総合試験」に含ませて頂きます。

(2) PMS プログラム試験の対象範囲は、「改訂第3版P2M標準ガイドブック（2014年4月発行）」の内、以下のとおりです。

[第2部] プログラムマネジメント

[第4部] 事業経営基盤

(除く プロジェクト組織マネジメント、  
情報マネジメントと情報インフラストラクチャ)

[第5部] 知識基盤

以上